

ほうしゅう じんざいかくほう ぶかいさぎょうち ーむほうこくしょ がいよう
「報酬や人材確保等」部会作業チーム報告書の概要

いち こっかこうむいん ふくしよくぼうきゅうおもて しんぼう きてい
一 国家公務員の「福祉職 棒 給表」を新法で規定

じんざいかくほ じゅうじしゃ みらい かん たいぐう ひつよう
人材確保のため従事者が未来を感じられる待遇が必要

かねんふくしけいかく まいとしきゅうよじょうしゅうりつ ていじ へいきんれ べる
「10カ年福祉計画」で毎年給与上昇率を提示し、OECD平均レベルの
 しょうがいしゃよさん く た きゅうよすいじゆん かいぜん ろうどうしゃ ふくしさんぎょうばな
障害者予算を組み立てながら給与水準を改善し、労働者の福祉産業離れ
を食い止める。

に ふくぎつ かさん きほんほうしゅう く い かさんぬ じぎょうい じかのう ほうしゅうすいじゆん
二 複雑な「加算」は基本報酬に組み入れ、加算抜きで事業維持可能な報酬水準

とする

さん つきばら ひばら はってんかいしゅう りようしゃ せんたくけん じぎょう あんてい めざ
三 「月払い・日払い」を発展解消する利用者の選択権と事業の安定を目指す
 しんほうしゅうたいけい
新報酬体系

ざいたく ひばら
 ・在宅：日払い

にゅうしょ つうじよ
 ・入所・通所

りようしゃこべつきゅうふほうしゅう りようしゃ こべつしえん かん ひよう
「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と

じぎょううんえいほうしゅう じんけんひ こていけいひ いっぱんかんりひ たいべつ
「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)に大別。

おおむ ぜんしや わり こうしや わりていど
概ね、前者が2割、後者が8割程度。

ぜんしや げんそくひばら ただ りようりつ うわまわ ぜんがくしはら
前者を原則日払いとする。但し、利用率80%を上回れば全額支払い、

いか ばあい りようじっせき おう ひわ けいさん じぎょうしよ しはら
それ以下の場合、利用実績に応じた日割り計算で事業所に支払われる。

こうしや げんそくつきばら しせつりようていいん げつがく ていがく
後者を原則月払いとする。すなわち、施設利用定員による月額を定額で

支払う。

よん じんざいかくほさく
四 人材確保策

ふくしよくぼうきゅう ろうどうかんきょうせいび じんざい そうごいどう りゅうどうたいせい しかく
「福祉職 棒 給」「労働環境整備」「人材の相互異動・流動体制」「資格

しゅとく かりきゅうらむとう じゅうし ぼっぱんかいせい じんざいとうよう まぐち
取得のカリキュラム等のOJTを重視する抜本改正」「人材登用の間口を

ひろ ちゅうかんかんりしよく あた ふくしろうどうしやてちょう せいど
広げる」「中間管理職にゆとりを与える」「福祉労働者手帳」制度。

ご とうじしゃ たちば た ちいきこう じつげん そうだんしえんせんもんいん せいど
五 当事者の立場に立つ地域移行を実現するため「相談支援専門員」制度を
 そうせつ
創設する

ぜんていじょうけん つぎ
前提条件は次のもの

① じゅけん ぱりあふり てってい きそん ぴあかうせら しかくしゅとくる ーと
① 受験のバリアフリー徹底。 ②既存のピアカウンセラーの資格取得ルート

かくほ
確保

③ ふくしせんもんしよく げんばけんしゅう ないよう みなお しかく どりつせいほしゅう
③ 福祉専門職の現場研修をなど内容の見直し。④資格の独立性保障。

⑤ きそん ふくしせんもんしよくしかく はってんてきとうごう ほうこう とうじしゃちゅうしん しかく
⑤既存の福祉専門職資格の発展的統合の方向。⑥当事者中心の資格

けんとういいんかい けんしょう うえ こっかしかくか ぜい けんとう しかくしや
検討委員会で検証の上、国家資格化の是非を検討する。→この資格者が
 とうじしゃ たちば た しきゅうけってい いってい さいりょうけんげん ゆう
当事者の立場に立って、支給決定における一定の裁量権限を有するように

ほうこう めざ
なる方向を目指す。

ろく じむりょうぞうだい かいしょうさく
六 事務増大の解消策

りようしゃふたんせいど みなお りようしゃふたんさぎょうち ーむたんとう
利用者負担制度の見直し＝利用者負担作業チーム担当

じぎょうきぼ おう じむしょくいん はいち ほうしゅうふよ
事業規模に応じた事務職員の配置と報酬付与

ほうしゅうせいきゅうじむしょく ほうしゅうづ はいち
報酬請求事務職を報酬付きで配置

しち ちいきいこうじつげん ねんけいかく ひつよう
七 地域移行実現のための10か年計画が必要

とうじしゃしゅたい た げんばけんしゅう てってい ちいきせいかついこうしえんせんた つく
当事者主体に立った現場研修の徹底、「地域生活移行支援センター」を作る。

はち ただ じっし じこう たんきてきかだい
八 直ちに実施すべき事項（短期的課題）

じょうきんかんさんほうしき はいし
1 常勤換算方式の廃止

へいきゅう みと しすてむ
2 併給を認めるシステム

にゅうしょ つうじょ ざいたく たいけい へいきゅう きんし はいし
入所、通所、在宅など体系ごとの併給の禁止を廃止する。

ちてき せいしん かた ばーそなる しえん
3 知的、精神の方へのパーソナルな支援

たいけんてきじりつせいかつたいけんしつ かいじょしえん
4 体験的自立生活体験室と介助支援

いじょう
以上